

教えて! 共済さん 15

残業で保険料が急激に増えたときは?

あきらめるのはまだ早い!

そんな時は!

“年間平均”を基に算定することで、負担が軽減される場合があります!

今年はコロナワクチン接種の関係で、残業が多かったから、保険料がかなり増えたなあ〜

私は毎年4月だけお忙しいよね〜

年間平均とは?

(9月適用の定時決定の場合)

通常通り4月・5月・6月の報酬を基に標準報酬を決定すると実際の報酬とかけ離れてしまう場合、過去1年(前年7月〜当年6月)に受けた報酬の平均を基に標準報酬を決定することができます。

※対象となる条件がありますので、下記をご確認ください。

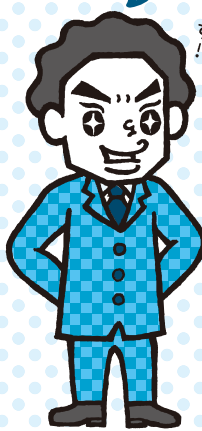


日頃より、新型コロナウイルス関連の業務、ご苦労様です。返ってきた保険料でおびし荘に行って、日頃の疲れを癒してくださいね!

後日

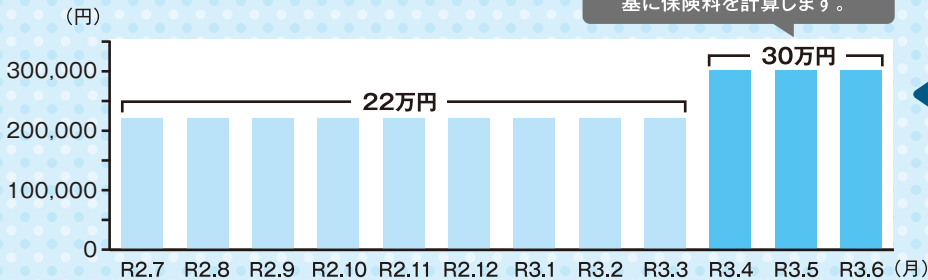
申請する際は勤務先の申立書と本人の同意が必要になります。勤務先の担当者へ相談してみてください!

年間平均をとった方が保険料は安くなるかもしれないけど、今から申請しても間に合うかなあ…



定時決定で年間平均を使う例

本来なら4・5・6月 [平均300,000円(18等級)] を基に保険料を計算します。



年間平均の申し出をすると…令和2年7月〜令和3年6月の平均240,000円(15等級)が適用されます。

この場合、毎月の保険料は **9,000円程安くなります!**

標準報酬額を改定することは、年金や傷病手当金など、組合員が受ける保険給付の額にも影響を及ぼす可能性があるため、よく検討した上で申請ください。

対象となるのはこんな方!

- ① 当年の4月・5月・6月の3ヵ月平均に基づく標準報酬月額と、過去1年(前年7月から当年6月まで)の平均に基づく標準報酬月額の間に2等級以上の差がある方
- ② ①の差が業務の性質上例年見込まれる方(新型コロナウイルスの影響による場合、②は除外)

※「随時改定」で年間平均を使う場合は一部取扱いが異なりますので、勤務先の担当課もしくは共済組合保健課までお問い合わせください。

